

価格転嫁対策・取引適正化の取組について

～ 11月は「下請取引適正化推進月間」です～

2022年11月18日

(本資料のお問合せ先)

経済産業省 北海道経済産業局 産業部

中小企業課 取引適正化推進室 (担当：福島、木村、菊地)

電話：011-709-2311 (内線2579)

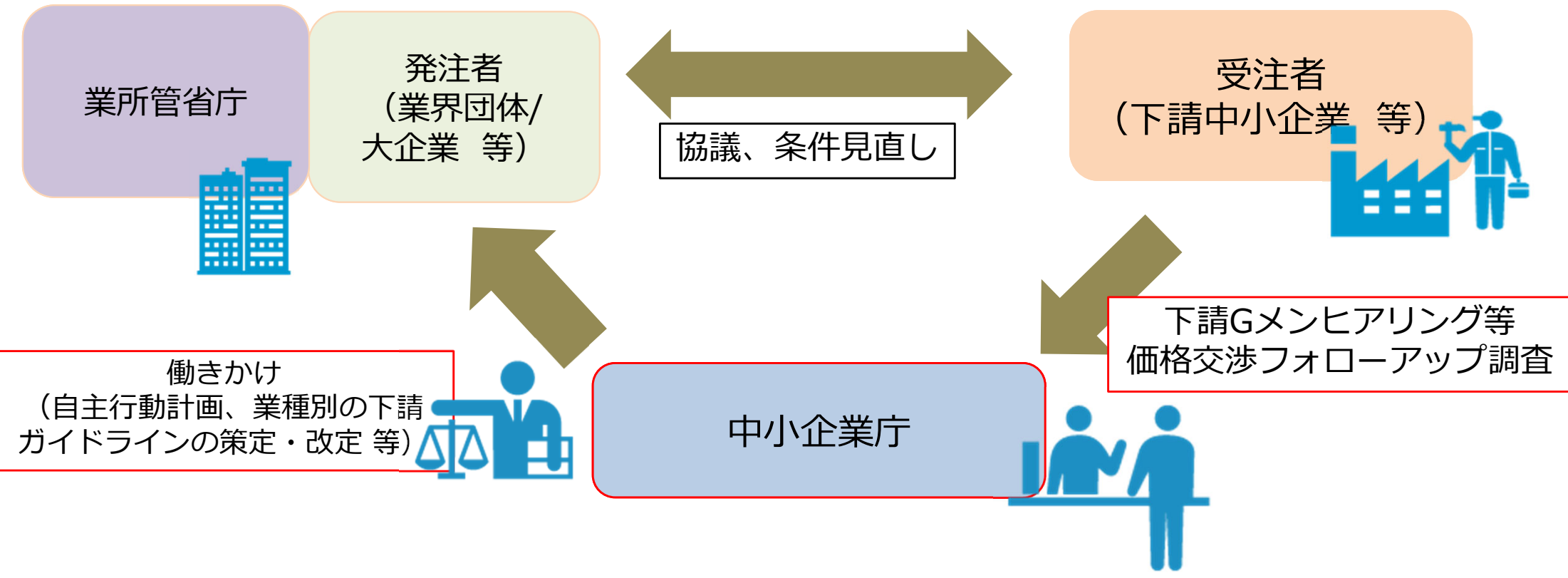
E-mail：hokkaido-tenka@meti.go.jp

はじめに

- 新型コロナの長期化や、急速な円安の進行、原材料・エネルギー価格等の高騰により、中小企業・小規模事業者は厳しい経営環境に置かれています。
 - 北海道経済産業局では、中小企業等が物価高騰のしわ寄せを受けることなく賃金引上げの原資を確保いただくための環境整備として「取引適正化の取組」を強化しています。
 - 11月は「下請取引適正化推進月間」として価格転嫁の取組のほか講習会やシンポジウムを開催し、下請取引の適正化をより一層促進してまいります。
1. 下請Gメン（取引調査員）による実態調査
 2. 価格転嫁調査の実施と改善サイクルの実現（価格交渉促進月間）
 3. 取引適正化の意識醸成（下請取引適正化推進月間）
 4. 「下請かけこみ寺」による相談対応
 5. パートナーシップ構築宣言の普及・促進

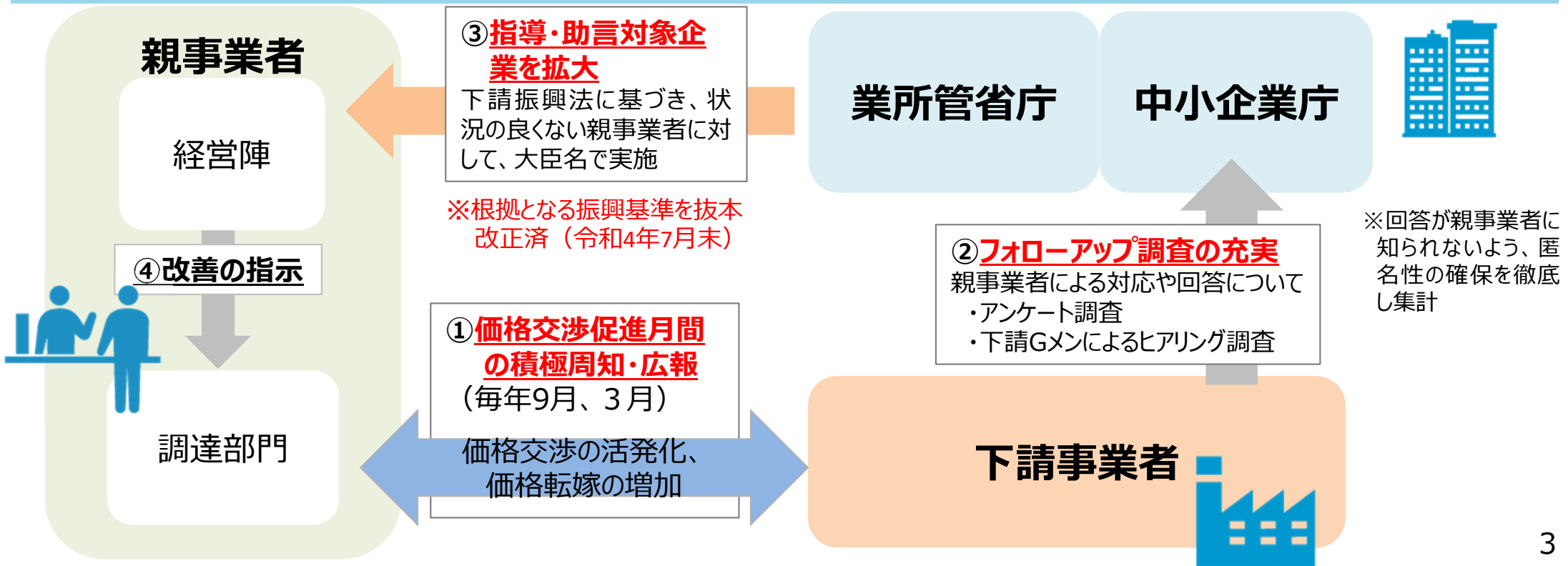
1. 下請Gメン（取引調査員）による実態調査

- 下請Gメン（全国：248人、うち北海道局：7名）の中小企業への実態調査により、問題のある商慣習や業界・個社の優良事例や問題事例、価格交渉・転嫁の実態を把握し、国や業界が定めるルールづくりや発注者への取締りを強化。
- 引き続き、下請Gメンにより取引実態の把握を進める。



2. 価格転嫁調査の実施と改善サイクルの実現（価格交渉促進月間）

- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。下請事業者へ価格交渉の実態に関する「フォローアップ調査」を実施。
- その結果、評価が芳しくない親事業者には、業所管の大臣名で下請振興法に基づく「指導・助言」を実施。
- 調査の実施と改善サイクルの強化により価格交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。

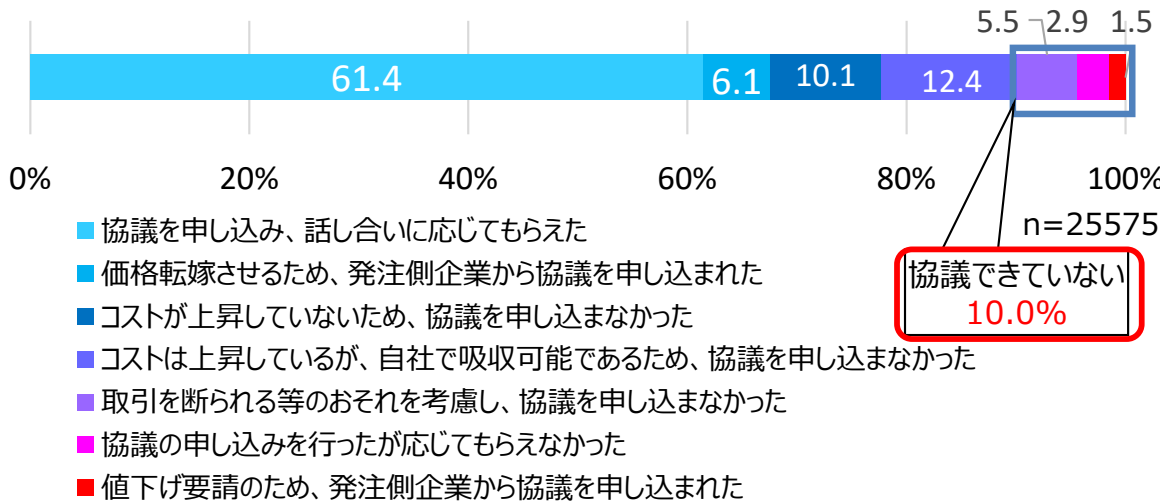


(参考 1) 価格転嫁調査 (価格交渉促進月間フォローアップ調査 2022年3月)

下請へのしわ寄せを解消し、賃上げ原資を確保するためにも、取引先への価格転嫁は切実な課題。調査では1割が全く価格交渉できていなく、2割が全く価格転嫁できていない。

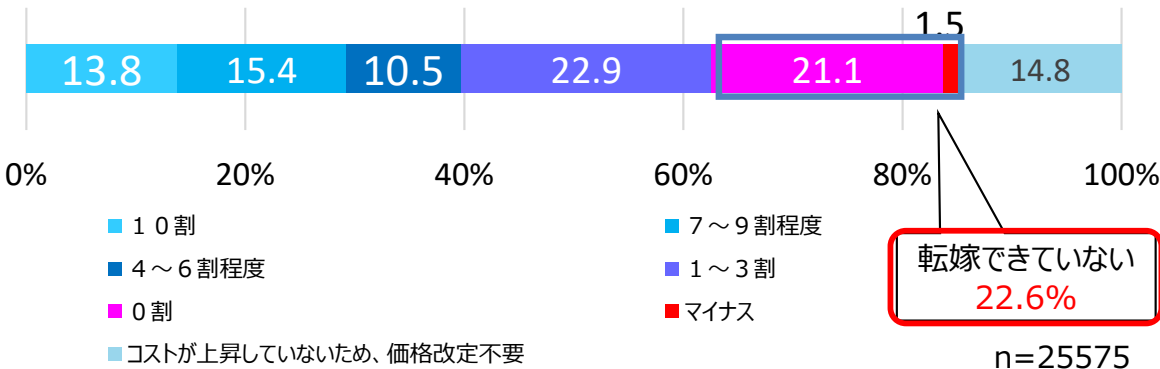
1. 発注側企業との価格交渉の実施状況

1割程度の事業者では、全く協議できていない。



2. 価格転嫁を実現できた割合

2割程度の事業者では、全く価格転嫁できていない。



3. 業種別の実施状況 (スコアリングの結果)

順位	価格交渉の協議状況	価格転嫁の達成状況
1位	繊維	化学
2位	鉱業・採石・砂利採取	機械製造
3位	機械製造	金属
4位	化学	電機・情報通信機器
5位	建材・住宅設備	食品製造
6位	電気・情報通信機器	建材・住宅設備
7位	卸売	卸売
8位	金属	紙・紙加工
9位	食品製造	造船
10位	紙・紙加工	石油製品・石炭製品製造
11位	飲食サービス	建設
12位	建設	繊維
13位	印刷	飲食サービス
14位	情報サービス・ソフトウェア	印刷
15位	製薬	小売
16位	石油製品・石炭製品製造	広告
17位	自動車・自動車部品	自動車・自動車部品
18位	造船	製薬
19位	電気・ガス・熱供給・水道	情報サービス・ソフトウェア
20位	小売	鉱業・採石・砂利採取
21位	通信	電気・ガス・熱供給・水道
22位	不動産・物品賃貸	不動産・物品賃貸
23位	広告	金融・保険
24位	放送コンテンツ	放送コンテンツ
25位	廃棄物処理	廃棄物処理
26位	トラック運送	通信
27位	金融・保険	トラック運送

※サンプル数が50以下の自主行動計画策定業種 (航空宇宙、警備) は除く。
 ※業界毎の順位や点数は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

(参考2) 下請Gメン等が把握した生声（北海道管内）

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（ ）内は親事業者の業種

- 親事業者とは約30年の取引関係。取引価格以外に受注量やシステム入替に関する協議等、取引全般に対し真摯に対応してもらっている。(物流機器等、販売・修理)
- 4月、取引先全てに5%価格アップを要請。燃料価格や車両維持費の高騰だけでなく、人材不足解消、働き方改革への対応も見据えた内容で交渉。親事業者からの回答は満額回答ではなかったものの「3%アップ」が示され自社としてある程度満足。(トラック運送業)
- ▲ 2022年4月から販売価格の値上げを要請したが、「他社からは値上げ要請がない」との理由から値上げを了承してもらえなかった。(印刷業)
- ▲ 自社のような小規模のレンタル会社は価格で勝負するしかなく、大手レンタル会社よりも価格転嫁ができていない。(工事用機械等レンタルリース業)
- ▲ 従前より月末締め、翌々月15日支払の取引が継続。支払遅延にあたる可能性があることは認識していなかった。改善を申し入れたこともない。(カタログ等デザイン／制作等)

3. 取引適正化の意識醸成（下請取引適正化推進月間）

公正取引委員会と連携し、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として講習会やシンポジウムなどを開催。下請取引の適正化をより一層促進する。

下請取引適正化推進月間の取組（11月にホームページ掲載予定）

1. 「下請取引適正化推進講習会」の開催（経営者向け）

オンライン（適正取引支援サイト）により、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法及び下請振興法の趣旨・内容を周知。

2. 適正取引講習会（テキトリ講習会）の開催（実務担当者向け）

適正な価格に基づく取引を推進するため、受注側企業の経営者・担当者を対象とした「価格交渉サポート」、発注側企業の購買・調達担当者も対象とした下請法の遵守に向けて、様々な取引事例や違反事例を中心に解説した「下請法」のオンライン講習会を開催。

3. 下請取引適正化推進シンポジウムの開催

下請法に詳しい弁護士による基調講演、取引条件改善や働き方改革に向けた企業・行政の取組紹介のほか、中小企業の適正な取引環境の実現に向けたパネルディスカッションを行う。

4. 広報誌等への掲載・掲示

【参考】適正取引支援サイト【URL】<https://tekitorisupport.go.jp/>

4. 「下請かけこみ寺」による相談対応

全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置。下請代金の減額など不公正な取引に係る各種相談に対応。北海道は「（公財）北海道中小企業総合支援センター」に相談窓口。

「下請かけこみ寺」でのきめ細かな相談対応

【相談窓口】（公財）北海道中小企業総合支援センター 下請かけこみ寺相談窓口 011-232-2408
札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル 9階

5. パートナーシップ構築宣言の普及・促進

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、下請企業との望ましい取引慣行の遵守などを宣言するもの。
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において導入を決定し、これまで全国1万5千社超（うち北海道は450社超）の企業が宣言済み。
- 北海道、札幌市などとともに経済団体等を通じて普及・促進する。

1. 宣言のイメージ



宣言企業は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営する「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに掲載・公表
【URL】<https://www.biz-partnership.jp/>

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

✓ 【共同議長】経産大臣、経済再生担当大臣

【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、官房副長官（衆・参）、日商、経団連、連合

✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日に開催。